

中条町・黒川村 合併協議会だより



編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
 TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp
 ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

新市将来構想概要版を全戸配布

7月下旬から8月上旬にかけて、中条町、黒川村それぞれで住民懇談会・説明会を開催しています。説明会では、今までの協議会での協議経過や確認事項、新市将来構想や財政状況などが説明されています。

なお、新市将来構想概要版ほか説明会で使われる資料については、全世帯に配布されます。まちづくりアンケートや検討会での議論などによって集約された新しいまちの将来像をぜひご覧ください。

また、説明会終了後には法定協議会（ ）に移行するという目標スケジュールが組まれています。法定協議会では将来構想にもとづいた新しいまちづくりの事業や施策が協議され、新市建設計画の策定が進められます。事務局では皆さんの貴重なご意見をお待ちしております。



水と緑の妖精
 胎内や日本海の『水』と、飯豊・櫛形の山々の『緑』から誕生。星のステッキで人とまちを幸せへ導きます。

今後の主なスケジュール（予定）

平成17年							平成16年	
9月	...	7月	6月	...	3月	2月	...	9月
・合併施行		・総務大臣告示	・県議会議決		・両町村議会 廃置分合の議決 ・県知事へ合併申請	・合併協定書の締結		・両町村議会 法定協議会の議決

法定協議会とは
 法定協議会とは地方自治法第252条の2の規定により設置される協議会であり、合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置される組織です。
 合併特例法では、市町村が合併をしようとするときは、法定の合併協議会を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成とその合併に関する協議を行うこととされています（法第3条）。すなわち、法定協議会で作成される新市建設計画に基づく事業等には合併特例法上の特例措置が認められます。

選挙・広報・防災など総務関係議案を確認

第8回中条町・黒川村任意合併協議会

七月十四日、中条町・黒川村任意合併協議会の第八回会議を中条町産業文化会館多目的ホールで開催しました。

協議会では、消防団の取扱いや職員の身分の取扱い、総務に関することなど六議案が確認されたほか、財産の取扱いや農林水産、商工観光といった各種事務事業の方針が提案されました。

第8回協議内容

議案第三十三号から三十五号及び三十七号から三十九号までについては次のとおり確認されました。

議案第三十三号

「消防団の取扱いについて」(確認)

- ・組織体制については合併時に、次のとおり再編する。
- ・分団の編成については19分団55部とする。

団 長	1 名
副 団 長	6 名
分 団 長	19名
副分団長	19名
部 長	55名
班 長	110名

定員(団員数)は合併時までに調整する。

組織図は(案)のとおり。

- ・応援体制については、合併時、継続して近隣市町村との協力体制が維持できるよう調整する。
- ・報酬・費用弁償については、合併後、中条町の例により統一する。
- ・ただし、費用弁償については、中条町の区分に黒川村の「行方不明者の搜索遭難者の救出等」の欄を加える。
- ・団員の身分については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・行事・大会等については合併時までに調整する。

議案第三十四号

「各種事務事業の取扱い 総務に関することについて」(確認)

- ・区長制度については、両町村の例をもとに、合併時までに新たな制度を構築する。

- ・区長会への補助金制度については、中条町の例をもとに新市において新たに制度を設置する。

- ・地区別区長会及び区長連絡協議会については、地域の任意団体であることから、その設置について地区の意見を参考に新市において検討する。

- ・NPO法人の育成・指導方針等については中条町の例による。

- ・現在存在する地縁団体については、新市においても引き続いて存続するものとする。

- ・町・村民表彰については、新市において新たに制度を構築する。ただし、合併年度は現行のとおり。

- ・名誉町・村民表彰については、合併後、新たに制度を構築する。現在の名誉村民については、新市に引き継ぐものとする。

- ・総合計画については合併後、新規に構築する。(当面、新市建設計画による。)

- ・地域づくり支援制度については、中条町の例による。

- ・中条町の国内姉妹都市である境川村との交流については、境川村を含む6町村の合併により、平成十六年十月十二日「笛吹市」が設置された後、新市へ引き継ぐことを基本として調整する。

用語解説



消防団

消防団は、消防本部、消防署と同じく法律に基づいて市町村に設けられている消防機関です。消防団員の身分は、特別職(非常勤)の地方公務員です。

NPO法人

NPO法人とはNon-Profit(非営利の)Organization(団体)の略であり、様々な活動を通じて社会的な使命の実現を目指す団体を指します。

地縁団体

地縁による団体とは、一定の区域内に住所を有する「つながり地縁」に基づいて組織された団体でその地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の地域的な共同活動を行っている団体、一般的には自治会等の団体のことをいいます。

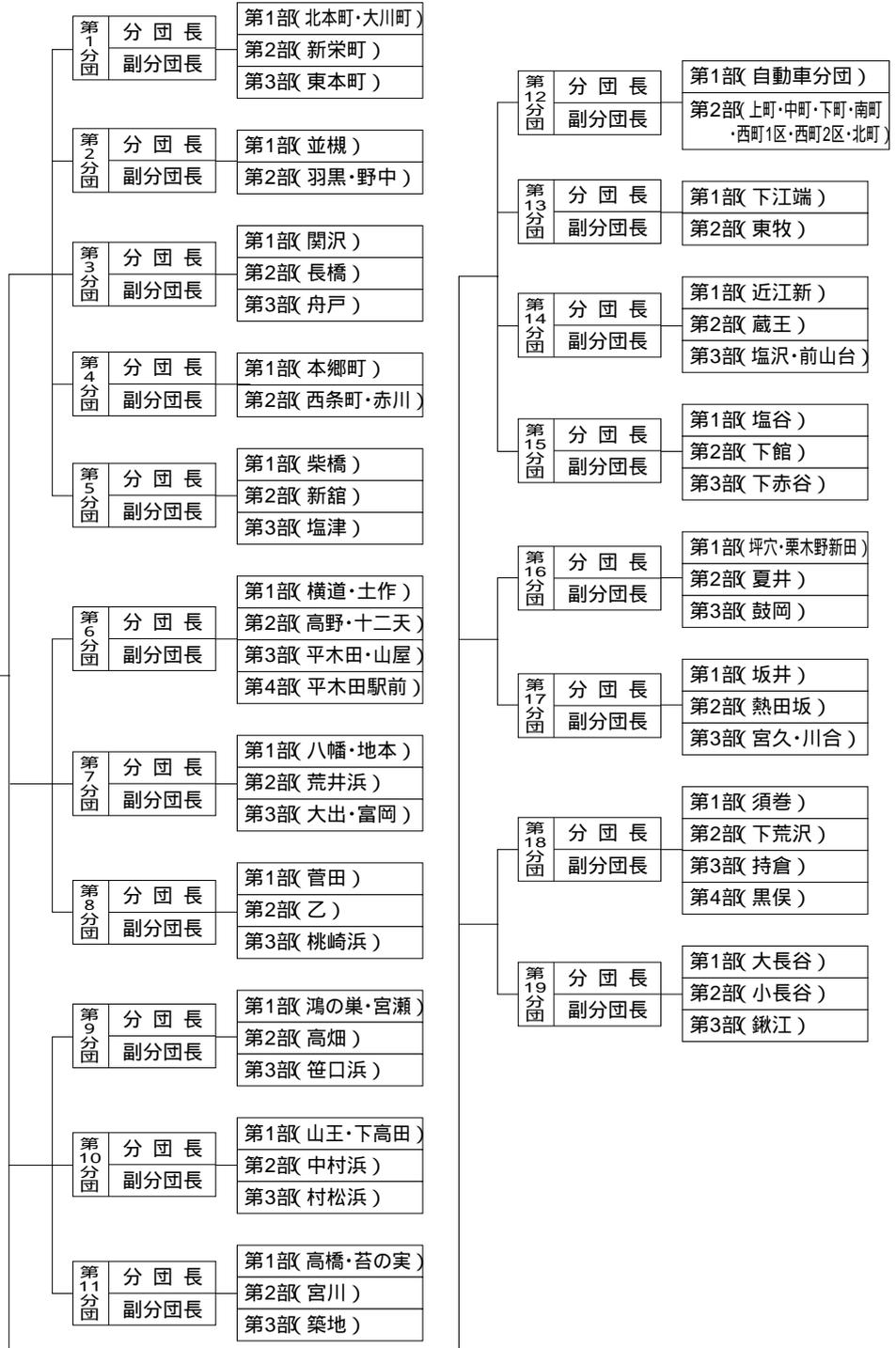
地域づくり支援制度

中条町の地区、町内及び自主的に組織される団体が行う地域活性化に資する事業に対して補助金を交付する中条町独自の制度です。

新市の消防団組織（案）

本 部 員	団 長	
	副団長	中条地区
	副団長	乙地区
	副団長	築地地区
	副団長	黒川地区
	副団長	鼓岡地区
	副団長	大長谷地区

女性団員



写真(左手前) 坂上委員(黒川村消防団長)



写真(右手前) 片野委員(中条町消防団長)

- ・中条町の国際姉妹都市である米国イリノイ州カーボンデール市については、新市に引き継ぐ。
- ・JR羽越本線に関する期成同盟会等については、合併後、新市として継続して加入する。
- ・バス路線については、新市に引き継ぐ。ただし、計画については合併後速やかに構築する。
- ・テレビ難視聴対策については、合併時引き続き存続する。
- ・行政改革大綱については、新市において新たに策定する。
- ・広報については、合併時に中条町の例により統一する。名称については、合併時まで検討する。
- ・選挙管理委員会委員については、現在の委員は全員失職し、法令の定めるところにより、4人を選出する。ただし、法令の定めるところにより、議会で選挙されるまでの間、両町村の委員であった者の互選により4人をもって充てる。
- ・投票区及び投票所については、現行のとおり。ただし、地域住民の意向調査により、合併を契機に投票所の変更を希望する場合は、合併後これを実施する。
- ・地域防災計画については、合併後速やかに策定する。ただし、策定

- されるまでは、現行のとおりとし、合併時の運用に支障がないように十分な調整を行う。
- ・防災会議については、合併時、新規に設置する。
- ・防災震災訓練については、新市において、中条町の例により継続して実施する。
- ・避難場所については現行のとおり。避難場所、施設の周知方法については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・交通安全計画については、合併後速やかに策定する。
- ・交通安全対策については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・交通安全対策会議については、合併後中条町の例により統一する。
- ・防犯対策については、合併後両町村の例により統一する。
- ・防犯街路灯の設置基準及び負担区分については、中条町の例により統一する。ただし、合併後3年間 は現行のとおり。
- ・人権擁護委員については、委員の定数は6人とし、任期は法令で定めるところとし、その他の事項については現行のとおり。
- ・同和対策問題については、中条町の例による。

- ・情報公開の取扱いについては、合併時に中条町の例により統一する。ただし、対象機関については黒川村の例による。
- ・個人情報の保護対策については、合併時に中条町の例により統一する。ただし、実施機関については黒川村の例による。
- ・ホームページについては、新市において新たに開設する。
- ・インターネット公共端末については、合併時に中条町の例により統一する。ただし、設置箇所・台数については、合併後調整する。

議案第三十五号

「各種事務事業の取扱い 建設関係事業に関すること(その2)について」
(確認)

- ・都市公園の維持管理については中条町の例による。
- ・私道整備補助については、中条町の例による。
- ・国土調査の計画調査区については新市において新たに構築する。ただし、合併年度は現行のとおり。

用語解説



地域防災計画

地域防災計画とは、都道府県や市町村などの地方自治体がつくる防災計画です。地域防災計画には、災害時に行政が住民にどのような社会サービスを提供するのかについて書いてあります。地域防災計画は、災害対策基本法という法律によって規定されています。

都市公園

都市公園とは、国や県、市町村が設置する公園又は緑地で、一般的には都市計画で定められたものをいいます。

都市公園の種類としては、街区公園、近隣公園、総合公園などがあり、それぞれについて、想定する利用者や面積、設置の対象範囲などが基準で定められています。

特別職

地方公務員は、一般職と特別職に分けられます。特別職は原則として地方公務員法の適用がありません。公選または議会の選挙や議決、同意によって就任する職で、首長、助役、収入役、教育長、臨時又は非常勤の嘱託員、非常勤の消防団員の職などが該当します。

議案第三十七号

「使用料・手数料等の取扱い」(その4)について (確認)

- ・新瀧イリノイ友好会館使用料については、中条町の例による。
- ・道路占用使用料については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- ・公園占用料・公園使用料については、中条町の例による。
- ・公共用財産使用料については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- ・生産物採取料については、合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおり。
- ・建設用機械等貸付料については、合併時に黒川村の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおり。
- ・黒川村ヘリポート使用料については黒川村の例による。

議案第三十八号

「一般職の職員の身分の取扱いについて」 (確認)

- ・一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。

- ・職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- ・職名、職階及び任用については、人事管理及び職員処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- ・職員の給与については、現給保障とし、中条町の制度をもとに段階的に調整する。

議案第三十九号

「特別職の職員の身分の取扱いについて」 (確認)

- ・市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は中条町の例による。
- ・議会の議員の報酬額は、中条町の例による。
- ・農業委員会の委員の報酬額は、中条町の例による。
- ・教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価委員会の委員の報酬額は、中条町の例による。
- ・審議会、委員会等の附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員等、新市に設置する必要があるものの報酬額等は、現行の報酬額をもとに調整する。

一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員については、合併特例法により身分保障され、全て新市に引き継がれます。職員数については、新市において適正な定員数を定め、新規採用の抑制等により徐々に削減していく方針です。

また、職員給与については、中条町と黒川村の職員給与を比較した場合、差はありますが、新市において急激な負担増がないよう、中条町の制度をもとにして段階的に統一されます。

これらを助案し、財政効果は10年間で約3億6千万円削減されると試算しています。

特別職の職員の身分の取扱い

新市の市長については、法令により合併日から50日以内の選挙によって決まります。

また、新市の議員、農業委員については、激変緩和措置として在任特例を適用することが確認されていますが、特例期間終了後、新市の定数による選挙となります。

特別職の職員の給料・報酬等については、新市において一つになることで、財政効果は10年間で

四役(市長、助役、収入役、教育長)	約3億7千万円
議員	約3億3千万円
行政委員会委員	約7千万円

削減されると試算しています。

次の議案について、今回提案説明があり、継続して協議していくことになりました。

議案第四十号

「財産区の取扱いについて」 (提案)

議案第四十一号

「財産区を除く財産及び債務の取扱いについて」 (提案)

議案第四十二号

「各種事務事業の取扱い 農林水産関係事業に関することについて」 (提案)

議案第四十三号

「各種事務事業の取扱い 商工観光関係事業に関することについて」 (提案)

議案第四十四号

「使用料・手数料等の取扱い(その5)について」 (提案)

第9回協議会の日程変更について

合併協議会だより第7号でお知らせした第9回任意協議会の日程が8月25日(水)に変更になりましたのでお知らせいたします。

詳細は次ページの『協議会を傍聴しませんか』をご覧ください。

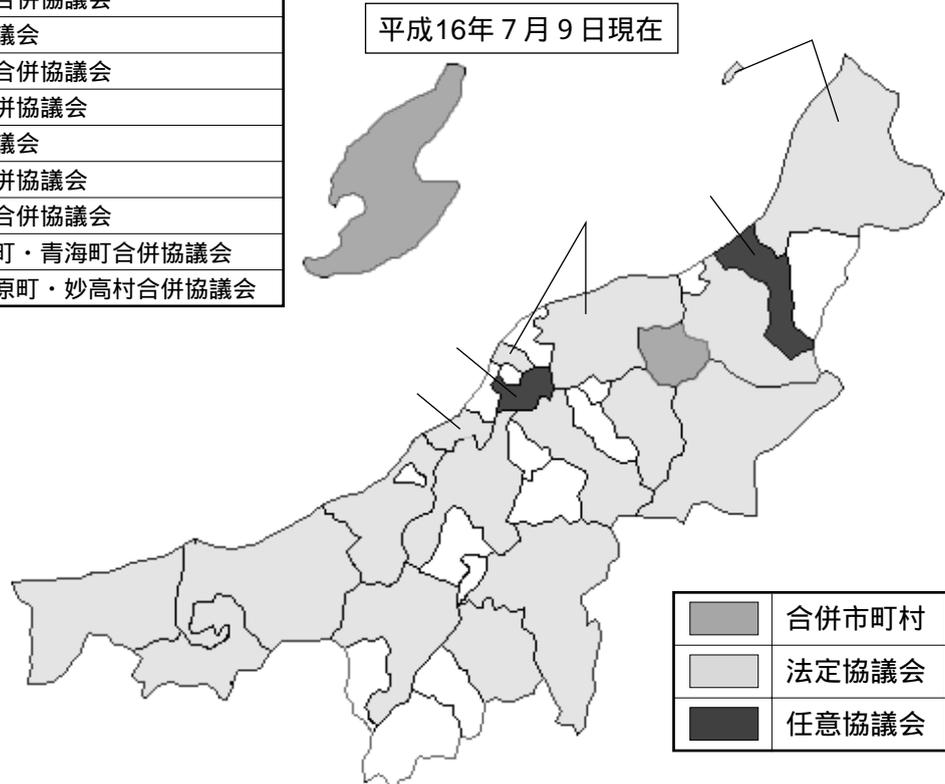
合併Q&A

合併問題について、様々な意見や疑問が寄せられております。その代表的なものを取り上げていきます。

協議会名
村上市岩船郡6市町村合併協議会
中条町・黒川村任意合併協議会
新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会
新潟地域合併協議会
新潟市・新津市合併協議会
東蒲原郡町村合併協議会
五泉市・村松町合併協議会
燕・吉田・分水合併推進協議会
三条・栄・下田合併協議会
三島郡3か町村合併協議会
長岡地域合併協議会
北魚沼6か町村合併協議会
柏崎刈羽地域合併協議会
上越地域合併協議会
十日町広域圏合併協議会
六日町・大和町合併協議会
糸魚川市・能生町・青海町合併協議会
新井市・妙高高原町・妙高村合併協議会

Q 新潟県内の合併協議会の設置状況は？

A 平成16年7月9日現在で17の地域で協議会が設置されています。そのうち法定協議会が15地域(76市町村)、任意協議会は2地域(5市町村)という状況です。



協議会を傍聴しませんか

第9回任意合併協議会
 と き 8月25日(水)
 午後2時から
 (受付:午後1時30分から)
 ところ 中条町産業文化会館

傍聴は原則どなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。

事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

中条町・黒川村
 任意合併協議会の
 ホームページもご覧ください。

中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)
 TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>